

# 五霞町被災証明書の交付に関する要綱

## ○五霞町被災証明書の交付に関する要綱

令和2年4月1日

告示第34号

改正 令和2年12月24日告示第84号

令和4年3月25日告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、町長が地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第8項に規定する自治事務として被災証明書を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の災害をいう。

(2) 被災証明書 五霞町罹災証明書の交付に関する要綱(令和2年五霞町告示第33号)第4条の規定による罹災証明書の証明の対象とならない物(以下「物件」という。)について、被災したことを証明するものをいう。

(被災証明書の交付)

第3条 町長は、町の区域内において災害が発生したとき、当該災害で被災した者の申請に基づき、被災証明書を交付するものとする。

(被災証明書の交付申請)

第4条 被災証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五霞町被災証明書交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、被災した日から起算して1年以内に町長に申請しなければならない。

(1) 被災した状況が判断できる写真又は修復費用の請求書、領収書若しくは見積書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、被災した物件の所有者、使用者若しくは相続人又はそれらの者の委任を受けた者とし、五霞町戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る本人確認事務取扱規則(平成30年五霞町規則第7号)第3条(第4項及び第5項を除く。)に規定する方法により本人確認を行うものとする。

3 町長は、前第1項の規定による申請に係る現地調査を行わないものとする。

(被災証明書の交付)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請を審査した結果、被災した状況が確認できたときは、被災証明書(様式第2号)を交付するものとする。

2 前項の被災証明書を受領できる者は、被災した物件の所有者、使用者若しくは相続人又はそれらの者の委任を受けた者とし、五霞町戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る本人確認事務取扱規則第3条(第4項及び第5項を除く。)に規定する方法により本人確認を行うものとする。

3 第1項の規定により町長が交付する被災証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(被災証明書の交付却下)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請を審査した結果、被災した状況が確認できないときは、申請書の備考欄に被災した状況が確認できない旨を記入し、申請者に被災証明書の交付ができない旨を伝えるものとする。

(被災証明書の交付の特例)

## 五霞町被災証明書の交付に関する要綱

第7条 被災証明書の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該様式への証明をもって第5条第1項の規定による交付に代えることができる。

(証明する事項)

第8条 被災証明書において証明する事項は、災害による被害に関する事項とし、被害の程度は、証明しないものとする。

(手数料)

第9条 被災証明書の交付に係る手数料は、五霞町手数料徴収条例(平成28年五霞町条例第4号)第6条の規定により免除とするものとする。

(証明事項の取消し等)

第10条 町長は、第5条第1項又は第7条の規定により、被災証明書の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により被災証明書の交付を受けたと認めるときは、当該証明書により証明した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明事項を取り消された者は、遅滞なく当該証明書を町長に返還しなければならない。

(台帳の整備)

第11条 町長は、被災証明書の交付状況を明らかにするため、台帳を整備するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、被災証明書の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第84号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年告示第23号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

# 五霞町被災証明書の交付に関する要綱

様式第1号（第4条関係）

年 月

五霞町長 様

申請者（窓口に来た方）

住 所

氏 名

電話番号

## 五霞町被災証明書交付申請書

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。

被災 の 状 況	被災年月日	年 月 日 午前・午後
	災害の原因	
	被災場所	
	被災物件 <small>※動産の場合は、品目及び数量</small>	
	被災物件の構造 <small>※被災物件が動産の場合は、これを収用する建物の構造及び用途</small>	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 被災した状況を判断することができる写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書の写し <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類
	備 考	

様式第2号（第5条関係）

# 被災証明書

第 年 月

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項①	被災者区分
罹災原因	
被災建物の所在地	
建物の被害の程度	****（被災証明書については、判定しない。）
追加記載事項②	
追加記載事項③	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

五霞町長

印

## 五霞町被災証明書の交付に関する要綱

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)